

名古屋北部民商ニュース

発行：2024年12月16(月) No. 599

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

「困ったことは、民商に相談を」と広げよう！

色鮮やかなお花に癒され…

名古屋北部民商婦人部は、12月8日(日)午前11時から「フラワーアレンジメント講習会」を開き、11名が参加しました。講師は会員の鬼頭佐代子さん(屋号DANDELION…ダンデライオン)。

鬼頭さんから、はじめにお花の名前の説明がありました。初めて見る花も多く、色の鮮やかさに驚きました。各自に、花器とオアシス、などが配られ、水切り用の容器もセットしてスタート。鬼頭さんは「毎月、フラワーアレンジの講座をやっていますが、講師が見本を作ってしまうと、みな同じようになってしまうので、まずは皆さん自由に使ってみてください」「まず、緑のものをクリスマスツリーに見立ててまわりを飾るように生けてみて」「チューリップは、あまり短くせず、まっすぐに」など、アドバイスを聞くと、みなさん、どんどんオアシスに生けていきました。鬼頭さんは「普段の私の教室よりも、皆さん商売をやっているからか、手早い!」と感心していました。出来上がった作品を前に、皆さん満足そう。「気温の低い、玄関などにおいてもらえば、10日くらいはもちますし、しおれてきたお花を抜いて、別のお花を活けても長く楽しめますよ」「来年も、呼んでいただけるなら、リースづくりとかでもいいかもしれません」との言葉に、参加者からは「次は、クリスマスリースもいいね」と早くも期待の声が上がっていました。



カラーでお見せできなかったのが残念

不法就労助長罪について 弁護士 村上 光 平 (名古屋北法律事務所)

不法就労助長罪とは、外国人に不法就労させたり、不法就労をあっせんした者を処罰するもので、出入国管理及び難民認定法(入管法)第73条の2第1項に規定があります。不法就労とは、日本に不法に入国・上陸したり、在留期間を超えて不法に残留(オーバーステイ)した外国人を働かせたりするだけでなく、正規の在留資格を持っている外国人でも、許可を受けずに、与えられた在留資格以外の就労(資格外活動)をすることも含まれます。

不法就労助長罪の罰則は、3年以下の懲役若しくは、300万円以下の罰金、場合によっては両方が科されます。

同罪は2025年6月から懲役刑が5年以下に、罰金が500万円以下へと厳罰化されます。

一般的に犯罪として成立するためには、犯罪事実を認識していることが必要ですが、不法就労助長罪は、例えばオーバーステイや資格外活動を明確に認識していなかったとしても、その点に過失があれば、犯罪が成立します。

例えば、雇用した外国人が在留資格や資格外活動について嘘をついて、使用者側がそれを信じていたとしても、在留カード原本の記載事項をきちんと確認していなければ過失ありとなり、不法就労助長罪が成立します。在留カードの偽造が疑われる場合には、カードの透かしやホログラムを確認する、在留カード番号の照会、読み取りアプリで確認する等が必要です。これらの方法は出入国在留管理庁のホームページに詳しく記載されています。

不法就労助長罪は、一面では出入国管理の適性を図る目的もありますが、立場の弱い外国人に対して、無理な労働や危険な労働、最低賃金に反する違法な労働をさせる悪質な使用者を撲滅するという目的もあります。日本に滞在する外国人も増えてきており、身近に起こりうる問題ですので、是非知っておくべき問題です。

マイナ保険証の押しつけ反対!

12月2日以降、現行の保険証の新規発行が停止されました。「マイナ保険証を作らないとダメなの」と民商にも問い合わせがあります。マイナ保険証を作る必要はありません。現在の健康保険証で、最長1年有効期限が切れるまで、今まで通り医療機関を受診することができます。(「名古屋市国保」「後期高齢者医療保険」は2025年7月31日、「協会けんぽ」は2025年12月31日)その後も、マイナ保険証でない方には「資格確認証」が発行されます。トラブル続きのマイナ保険証は、登録解除できます。